

# 新型コロナウイルス感染症 陽性が判明した際の措置について

## 重要内容

### 保健所から新型コロナウイルス感染症の陽性通知があった場合は、

- 検体採取日から7日間は感染性があるとされているため、隔離をしてください。
- オミクロン変異株はデルタ変異株より重症化リスクは少ないため、無症状・軽症の場合には解熱剤や風邪薬を服薬するなど回復することができます。  
\* 臨床症状や危険リスクのレベルによって、医療機関での入院治療若しくは在宅治療が実施されます。
- 有症状により診察を要する場合は、外来診療センターでの対面治療若しくは電話による医療相談・処方を受けることができます。
- 感染拡散防止のため、不要不急の外出を控え、可能な限り在宅しながらトイレ・物等の使用は同居人と別にし、頻繁に消毒してください。

## 陽性が判明した際

- ▣ 保健所から新型コロナウイルス感染症の陽性通知があった場合は、まず通知メール内リンクから「[感染者及び同居人へご案内](#)」を確認してください。
  - 上記案内は感染者だけに通報されますので、同居人へは自ら共有をお願いします。
  - 同居人は感染者の検査日（検体採取日）から3日以内にPCR検査を受けなければなりません。
- ▣ 実居住地管轄保健所から感染者自己記入式調査書のリンクがSMSなどで送付されま  
す。受信後には即記入ください。
- ▣ 感染者は原則、在宅治療になります。保健所による調査が行われた後、集中管理群若しくは一般管理群に分類され健康管理や治療を受けることになります。

## 隔離生活

- ▣ 感染拡散を防ぐため、不要不急の外出を控え、可能な限り在宅してください。

- 但し、対面診療のため外来診療センターを訪問する場合や処方薬を受領する場合などの不可避な事情による外出は許容されます。
- 外出時には必ず KF94 レベル以上のマスクを着用し、移動の際には公共交通機関の使用を控えてください。診療及び薬の受領が終わってからは即帰宅してください。

隔離義務を違反する場合、感染症予防法により刑事告発及び処罰可能

- ▣ トイレ・物等の使用は同居人と別にし、頻繁に消毒してください。
- ▣ 同居人と同じ空間での食事や活動は徹底的に控えてください。

## 隔離解除

- ▣ 隔離は検体採取日から 7 日目 24 時に解除されます。解除前検査は行われません。
- ▣ 隔離解除後の 3 日間は以下を注意してください。
- 出勤・登校を含め外出はできますが、必ず KF94 レベル以上のマスクを常時着用してください。
- 感染リスクが高い施設（不特定多数が利用する施設等）への訪問を控えていただき、私的な集まりを自粛してください。

(了)

※出典 URL <https://ncv.kdca.go.kr/menu.es?mid=a30401000000>